

議第97号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年7月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| 1 | 財産の種類 | 備品 |
| 2 | 取得物品および数量 | 水循環型シャワー設備16台 |
| 3 | 取得予定価格 | 122,283,040 円 |
| 4 | 取得の目的 | 避難所環境改善用資機材 |

(参 考)

取得の相手方 東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 宮 川 潤 一